富士河口湖町地域おこし協力隊募集要項
－3年後の新規就農を目指す農業支援員（地域農業の担い手候補）の募集－

－富士河口湖町について－

富士北麓地域にある富士河口湖町は、町の全域が富士箱根伊豆国立公園内にあり、富士五湖のうち河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の四湖を有し、四季折々の心安らぐ風光明媚を求めて、国内外から多くの観光客が訪れる国際観光地です。標高は約 800m から 1,200m の高地にあり、冬季の冷え込みは厳しいものの、夏季は比較的過ごしやすい多雨冷涼の高原型の気候です。

－募集の背景－

農業は、個人経営による露地野菜、水稲、施設花きが主体で、近年は農家組合による果樹栽培も行われ、観光摘み取り農園（ブルーベリー、サクランボ）などが、町の基幹産業である観光と連携し都市農村交流による地域農業活性化を図っています。

地域農業の担い手は、高齢化や後継者不足により減少傾向にあり、農家全体に占める専業率も同様の傾向にあります。

一方、他地域からの新規参入者や若手生産者も育ってきており、令和 4 年から3年間地域おこし協力隊として活動した方が富士河口湖町に新規就農しています。

平成22年2月23日には、地域野菜ブランド「富士山やさい」を立ち上げ、西の京野菜・東の富士山やさいとなるように夢を大きく掲げ、生産力及び認知度の向上に努めてきましたが思うような成果が得られず課題となっております。

そこで、富士河口湖町農産物や地域ブランド「富士山やさい」のさらなる発展と活性化の為に生産現場に携わり流通販売等情報発信を行える、地域おこし協力隊員の募集を次のとおり行います。

1．募集人員

1名

2．募集期間

令和8年10月14日～令和8年11月10日（※期日内書類必着）

3．業務概要

地域農業の担い手候補として、3年後の新規就農を目指し、「河口湖野菜倶楽部」の下、地域農業や露地野菜栽培（主にスイートコーン、河口湖レタス、ブロッコリー、きゅうり）、富士河口湖町が特産化を目指している桃栽培などの基礎知識や経営ノウハウを学ぶため、「河口湖野菜倶楽部」農家などの農作業支援を行う。また、富士河口湖町農産物の改良に取り組むための検討会や講習会への参加、周知のためのマルシェへの出店等の普及活動、活動状況や販売促進を

狙った町広報や各種 SNS での情報発信を行う。

4. 募集対象

・以下の項目のすべてを満たす方

（1）農業に強い興味があり、独立新規就農を目指す方で、地域おこし協力隊活動期間終了後、富士河口湖町に定住したい方（農業未経験者でも構いません。）

（2）生活の拠点が、3大都市圏をはじめとする都市地域等（※別紙参照）にあり、かつ採用決定後、委嘱の日までに富士河口湖町に住民票を異動することができる方

（3）地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

（4）普通自動車運転免許を有し、又は委嘱の日までに取得し、日常の運転に支障のない方

（5）パソコンの基本的な操作（office ソフトの操作等）ができる方

（6）SNS などで情報発信ができる方

（7）複数人で一緒に作業したり、接客や営業したりすることが好きな方

（8）心身ともに健康で、業務に際し自主性、創造性があり、積極的に活動できる方

（9）本募集要項を承諾し、選考審査の日程に出席できる方

5. 勤務地

山梨県富士河口湖町内全域

（※研修や、富士河口湖町農産物の普及啓発、PR活動などのため町外出張がある場合があります。）

6. 雇用形態

富士河口湖町の会計年度任用職員として雇用し、富士河口湖町長が地域おこし協力隊員として委嘱します。

7. 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。期間満了後は、協議により最長通算3年間まで延長可能です。2年目以降の委嘱については、勤務実績等を考慮し決定します。また、富士河口湖町の会計年度任用職員としての職務遂行に支障があると認められた場合や、勤務成績等が著しく不適当と判断された場合は、委嘱期間中であっても解職することがあります。なお、解職については、富士河口湖町の人事管理規定に準じて適切に対応します。

8. 勤務時間

河口湖野菜倶楽部の管理監督者指示の下、1日原則7時間

（基本8時～16時　昼食休憩1時間含）

※夏季繁忙期は不規則かつ流動的な勤務となります。

9. 休日・休暇

・休日は、原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）とします。

・休日に出勤する場合、また1日7時間勤務を超えた場合は、振り替えます。

（※夏季繁忙期の例として、1日の勤務時間が4時～12時（昼食休憩1時間含む）、
15時～17時となった場合、2時間を後日、振り替えます。）

・年次有給休暇は、富士河口湖町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に準じて付与します。

10. 待遇等

・報酬【月額】195,548 円（予定）

【特別手当】年 4.65 月分支給（予定）

内訳　6 月　2.325 月（期末 1.2625 月　勤勉 1.0625 月）

12 月 2.325 月（期末 1.2625 月　勤勉 1.0625 月）

※新規採用年度（令和 9 年度）のみ 6 月の特別手当（期末手当、勤勉手当）は 30%になります。

・賃貸アパートへ居住される場合は、住居手当を賃料に応じて月 50,000 円以内で補助します。

・ポケット Wi-Fi を支給します。

・業務兼日常生活用の車両（軽ワンボックス）は、富士河口湖町が貸与し、この車両の維持管理経費（車両共済保険、エンジンオイル交換、スタッドレスタイヤ）も富士河口湖町が負担します。

・業務に必要な車両ガソリン代、河口湖野菜倶楽部管理監督者が認める消耗品は、予算の範囲内において、富士河口湖町が支給します。

・業務以外の日常生活における生活備品、光熱水費、車両ガソリン代等は、自己負担となります。

経費等の負担区分

項　　目	富士河口湖町	地域おこし協力隊員
日常生活における生活費、生活備品、光熱水費、車両ガソリン代等		◎
損害賠償保険の加入		◎
健康保険料（市町村共済組合　短期組合員） 厚生年金（日本年金機構）	◎（概ね折半）	◎（概ね折半）
研修費や普及啓発、PR活動などのため町外出張費	◎（予算範囲内）	
ポケット Wi-Fi	◎（貸与）	
業務兼日常生活用の車両	◎（貸与）	
車両の維持管理経費（車両共済保険、エンジンオイル交換、冬季スタッドレスタイヤ）	◎	
業務に必要な車両ガソリン代、消耗品等	◎（予算範囲内）	

11．選考審査日程

※選考日時は、変更の可能性があります。

（1）第1次選考（書類選考）

令和8年11月10日（火）まで

※書類必着

※第1次選考合格者には、令和8年11月13日（金）までに通知します。

（2）現地見学

令和8年11月19日（木）

※第1次選考合格者のみ現地見学（日帰りで実施）に参加することができます。

※富士河口湖町役場公用車で町職員と乗り合いのうえ、「河口湖野菜倶楽部」関係者の下、圃場見学会を行います。また、富士河口湖町内における生活基盤施設（スーパー・病院等）の案内もします。

※富士河口湖町役場までの往復交通費及び食事代（お昼代）は自己負担となります。

（3）第2次選考（個人面接）

令和8年11月25日（水）午前9時～　富士河口湖町役場において実施

※富士河口湖町役場までの往復交通費は自己負担となります。

※第2次選考合格者には、令和8年12月18日（金）までに合格通知を発送します。

12．応募手続き

（1）応募方法

募集期間内必着にて、（2）提出書類を、下記申込み、お問い合わせ先に郵送。

（2）提出書類

・応募用紙

・現住所の住民票

・自動車運転免許証の写し

〇申込み、お問い合わせ先

〒401-0392

山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地

富士河口湖町農林課農政畜産係　あて

TEL：0555-72-1115（直通）

FAX：0555-72-6038

Mail：nourin@town.fujikawaguchiko.lg.jp

13. その他

・「河口湖野菜倶楽部」は次世代の地域農業担い手グループです。

・「選考審査日程」は、すべて実施予定日であり、変更になる場合はあらかじめご連絡いたしますのでご了承ください。

〇総務省地域おこし協力隊ページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html

〇地域おこし協力隊の地域要件

https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/pdf/000862229.pdf

〇地域要件確認表

https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/pdf/000847999.pdf